

「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準の一部を改正する省令」について

1. 背景及び改正の趣旨

平成 12 年 11 月 15 日に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（以下、「移動円滑化基準」という。）では、旅客施設の出入口付近における、旅客施設の構造及び移動円滑化のための主要な設備の配置を示すための点字による案内板等の設備の設置、トイレの出入口付近における男女別、トイレの構造を示すための点字による案内板等の設置等が規定されているところである。

一方、音による案内については、移動円滑化基準において視覚障害者誘導用ブロック及び音声などによって視覚障害者を誘導することとしているほか、この移動円滑化基準の施行を機に見直された「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」（平成 13 年 8 月）においても、視覚障害者の誘導として、視覚障害者誘導用ブロックとともに音による案内が有効であるとされつつも、具体的な案内方法やその内容については示されていなかった。

そこで、平成 13 年 7 月から有識者による「旅客施設における音による移動支援方策に関する研究会」においてヒアリング等を通じ、音による案内が特に望まれている場所及びその案内内容等について具体的な検討が行われた。今後、本検討の結果を整備ガイドラインに盛り込むこととしている。

今回の検討を通じて、改めて視覚障害者の旅客施設内での音案内に対するニーズが高く、視覚障害者に対する案内の方法として、各施設付近での音による案内も有効であることが明らかになったことから、移動円滑化基準を改正し、視覚障害者に案内を行うために設けなければならない設備の例示として、音により案内を行う設備を明記することとする。

2. 概要

(1) 第 11 条関係

旅客施設の公共用通路に直接通ずる出入口等において、視覚障害者に主要な設備の配置等の案内を行う設備の例示として、音により案内を行う設備を明記する。

(2) 第 12 条関係

旅客施設において、視覚障害者に便所の案内を行う設備の例示として、音により案内を行う設備を明記する。

(3) 第 54 条関係

船舶において、視覚障害者に船内旅客用設備等の案内を行う設備の例示として、音により案内を行う設備を明記する。

(4) その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：平成 14 年 10 月 18 日（金）

施 行：公布の日